

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	生分解性マルチ緊急導入支援事業	<p>【趣旨】 生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後の回収作業や廃プラスチック処分が不要であり、環境負荷の低減とともに労働力の削減、それによる生産規模の拡大が期待できます。そこで、農業生産の省力化と廃プラスチックの排出量の削減を図るため、生分解性マルチの導入に取り組む生産者団体等を支援します。</p> <p>【事業内容】 1 補助対象経費 生分解性マルチの導入に係る経費 ※ 「新たに導入する面積」又は「前年度に比べて取組拡大する面積」に係る生分解性マルチが対象 ※ すでに生分解性マルチを導入している面積は対象外 ※ 生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品に限る 2 補助率 2/3以内（消費税は補助対象外） ※上限額 「20,000円/10a以内」かつ「1団体あたり200万円以内」</p>	<p>【事業主体】 農業者の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村が構成員に含まれる協議会</p> <p>1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。2 生分解性マルチを新たに導入する面積又は前年度に比べて取組拡大する面積が概ね3ha以上であること。ただし、取組面積が概ね3ha未満の団体等であっても、今後、産地として、生分解性マルチの導入を計画的に推進していく場合など、生分解性マルチの普及が期待できる場合、地域の状況に応じ、本事業の対象とする。</p>	2024年3月5日	https://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/kiyuu/seisanhanbai.html#seibunkai	千葉県HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	農産産地支援事業	<p>【趣旨】 米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生等の特産作物について、米の需給調整の推進と併せて、消費者ニーズに応えようとする個性的な産地確立に取り組み営農集団等が行う機械・施設等の導入整備を支援します。また、令和6年度から新たに、今後、需要増が見込まれる輸出用米及び米粉用米の作付拡大を図るため、生産の省力・低コスト化に必要な機械の導入を支援します。</p> <p>1. スマート農業推進型</p> <p>対象者：市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者、その他知事が認める者 (事業の採択に当たっては、受益農家3戸以上の共同利用及び種子生産に係る施設・機械を優先。)</p> <p>対象作物：米、麦、大豆、落花生、茶、たばこ(米・麦・大豆・落花生は種子生産を含む。)</p> <p>補助対象：生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTを活用した機械(ただし、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く)</p> <p>補助率：1/3以内</p> <p>事業費：50万円以上、600万円未満(上限額を超える申請については、補助金を定額とする。)</p> <p>2. 輸出用米・米粉用米低コスト化対応機械導入支援</p> <p>対象者：営農集団、認定農業者</p> <p>対象作物：米</p> <p>補助対象：高密度播種苗対応機械、直播用作業機械、均平用機械、ホバークラフト、フレコンバッグ用計量ユニット</p> <p>補助率：1/3以内</p>	<p>【要件】</p> <p>1 スマート農業推進型</p> <p>(1)事業実施地区における事業実施年度の対象作物面積が下記のとおりであること。 米：おおむね30(10)ヘクタール以上 落花生：おおむね3(0.5)ヘクタール以上 麦：おおむね10(5)ヘクタール以上 茶：おおむね2ヘクタール以上 大豆：おおむね10(1)ヘクタール以上 たばこ：おおむね10ヘクタール以上 ※()内は種子団地の場合</p> <p>(2)農業機械士が配置、若しくは配置される計画があること。又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。</p> <p>(3)計画地区は、農用地域内であること。</p> <p>(4)米の場合は、市町村が稲作の担い手育成目標を定め、営農集団等は、集落の合意に基づく推進活動を実施すること。</p> <p>(5)米の場合は、主食用米の生産目安に即した生産を行うこと(種子生産は除く)。</p> <p>(6)事業実施主体が認定農業者の場合は、人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は地域計画の目標地図に位置付けられている経営体であること。</p> <p>(7)目標年度までに労働生産性、経営面積、単収のいずれかを10%以上向上する計画であること。</p> <p>2. 輸出用米・米粉用米低コスト化対応機械導入支援</p> <p>(1)主食用米の生産目安に即した生産を行うこと。</p> <p>(2)事業実施年度に、米の栽培面積がおおむね30ヘクタール以上であること。</p> <p>(3)事業実施年度の転換面積が前年度に比べて2ヘクタール以上増加していること。</p> <p>(4)事業実施年度の輸出用米及び米粉用米の栽培面積が前年度に比べて2ヘクタール以上増加していること。</p>	2024年3月21日		

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業（令和6年度実施分）	<p>【趣旨】</p> <p>畑作産地において、病害虫の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等の課題に対応するため、国産需要の高い作物の生産拡大、環境に配慮した生産体系の確立等に向けた取組を支援します。</p>	<p>【主な事業の要件等】</p> <p>労働負担軽減対策事業のうち、省力作業機械の導入（補助率1/2）</p> <p>①支援内容：畑作物の生産拡大やコスト低減のため、基幹作業の省力化に資する農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費を支援</p> <p>②事業実施主体：農業者の組織する団体 ほか</p> <p>③対象作物：小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ ほか</p> <p>④成果目標：単位面積当たりの労働時間の減少 ほか（目標年度：R8年度）</p> <p>⑤留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益戸数3戸以上又は受益農業従事者が5名以上必要。 ・農業機械あたりの補助金上限1000万円。 ・本体価格が50万円以上の農業機械等であること。ほか <p>環境に配慮した生産体系確立支援事業のうち、環境に配慮した地域生産モデル確立事業（補助率定額）</p> <p>①支援内容：は持続的な畑作営農の確立に向けて、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等を支援</p> <p>②事業実施主体：農業者の組織する団体 ほか</p> <p>③対象作物：主として畑地に作付けされる豆類（大豆含む）、ばれいしょ、てん菜 ほか</p> <p>④成果目標：10a当たりの物財費を5%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域1か所以上に導入 ほか（目標年度：R8年度）</p> <p>⑤補助対象経費等：化学農薬や化学肥料の低投入型栽培技術の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する経費。（補助率：10/10以内）</p> <p>1事業実施主体当たりの補助金の上限は1000万円。</p> <p>⑤留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農業従事者が5名以上必要。 <p>ほか</p>	2024年3月31日	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/r5hoseijizokutekihatasaku.html	農林水産省HP